

FIFAワールドカップ2026現場に見る 米国の『AIガバナンス実証』

July 21, 2026

@esasahara

Cloud Security Alliance Kansai Chapter
Health Information Management WG

AGENDA

1. 2026年FIFAワールドカップにおけるAI活用とリスク課題事例
2. 2026年FIFAワールドカップを巡るデータガバナンス動向
3. Q&A

AGENDA

1. 2026年FIFAワールドカップにおけるAI活用とリスク課題事例

- 1-1. ジョージタウン大学「新設の保健安全保障オペレーションセンター、今夏のワールドカップ集客に合わせた感染症リスクを監視へ」
- 1-2. Verily Health「Verily Healthが2026年ワールドカップ期間中の公衆衛生保護に向け、下水モニタリングとデータ分析を提供」
- 1-3. テキサス州保健福祉局／保健サービス局「TEXAS READY: 極端な高温に関する注意事項」
- 1.4. FIFA「テクノロジーパートナーのレノボと共同開発した新たなイノベーションが、2026 FIFAワールドカップで輝きを放つ」
- 1-5. BobDaHacker「ワールドカップ全会場で“リックロール”を仕掛けることもできた
- 必要だったのは、自分のIDだけだった」
- 1-6. 米国運輸保安庁「TSA、2026 FIFAワールドカップに向けて比類なき安全性と効率性を提供」
- 1-7. 米連邦捜査局「FBIダラス支部が発表した2026年FIFAワールドカップ期間中のドローン飛行規制に関する警告」
- 1-8. 米国司法省「メキシコ国籍の男、FIFAワールドカップ試合前の飛行制限空域における違法なドローン飛行で訴追」
- 1-9. FIFA「FIFAのソーシャルメディア保護サービス、2026年FIFAワールドカップのグループステージ中に89,000件の誹謗中傷投稿を特定 - 10件に1件以上が人種差別的動機

1-1. ジョージタウン大学「新設の保健安全保障オペレーションセンター、今夏のワールドカップ集客に合わせた感染症リスクを監視へ」

(2026年5月13日)

<https://gumc.georgetown.edu/news-release/new-health-security-operations-center-will-monitor-infectious->

・ジョージタウン大学とMedStar Healthは、2026年FIFAワールドカップに伴うグローバルな感染症リスクに対応するため、新たに「保健安全保障オペレーションセンター(HSOC)」を立ち上げた(2026年6月1日に稼働開始)

・HSOCの概要：

・**リアルタイムの多角的なデータ監視**：開催都市の下水モニタリング、匿名化された電子健康記録(EHR)データ、環境監視、オープンソース情報、国際的な健康アラートなどを統合し、感染症の兆候を追跡する。

・**迅速な情報共有と警戒**：オープンソース・インテリジェンスを活用した分析に基づく状況報告書を各州・地方の保健部門や医療機関に毎日配布し、重大なリスク検知時には健康アラートを発令する。

・**30以上の組織による強力な共同体**：Google/Verily(下水データ解析)やSamsung(テクノロジー提供)など、産学官の30以上の組織が連携している。

・**次世代の教育拠点**：複数の大学の学生が実務をサポートし、将来の公衆衛生の現場を担う人材育成の場としても機能する。

1-2.Verily Health「Verily Healthが2026年ワールドカップ 期間中の公衆衛生保護に向け、下水モニタリングとデータ分析を提供」 (2026年5月15日)

<https://verily.com/perspectives/verily-health-provides-wastewater-monitoring-and-data-analytics-to-safeguard-public-health-during-the-2026-world-soccer-games>

- ・Google傘下のライフサイエンス企業Verily Healthは、2026年夏のワールドカップ期間中、HSOCに、下水モニタリング技術とデータ分析基盤を提供する。
- ・**下水サーベイランスの提供**：Verily社展開する既存の下水サンプリングネットワーク「Sightline」を活用し、ワールドカップの開催都市において下水中の病原体データを収集し、臨床検査で診断・報告される前の段階で、感染症の流行の兆候を早期に検知する。
- ・**高度なデータ統合と分析**：収集した下水データは、同社の安全なデータ分析プラットフォーム「Workbench」に統合され、公開されている他のデータセットや、MedStar Healthが提供する匿名化されたEHRデータなどと掛け合わせて複合的に分析される。
- ・**迅速な状況報告の生成**：分析結果は、HSOCが毎日発行する「状況報告書」の作成に役立てられる。各地の保健当局や医療機関、大会運営者は、目に見えない感染症のリスクを可視化されたデータとして捉え、迅速かつ確実な対策を講じることが可能になる。

1-3. テキサス州保健福祉局／保健サービス局「TEXAS READY: 極端な高温に関する注意事項」(2026年6月29日時点)

<https://texasready.gov/be-informed/natural-disasters/extreme-heat.html>

(参考)2026年6月29日(日本・ブラジル戦当日)のヒューストン地域の猛暑予報

<https://www.weather.gov/hgx/>

Extreme Heat Precautions

Be Informed. Make a Plan. Build a Kit.

Extreme Heat

Exposure to extreme heat can create serious health problems, resulting in a condition known as heatstroke. Usually the elderly, the very young, those with other health conditions, and those without access to air conditioning or a source for hydration are most severely affected by heat.

Symptoms of extreme heat complications

- Heavily sweating
- Muscle cramps
- Weakness
- Dizziness
- Nausea
- Weak, but rapid pulse
- Headaches

At first symptoms of heat-related complications, move to a cooler place, rest a few minutes, then slowly drink a beverage, preferably water, for rehydration. Seek medical attention immediately if conditions do not improve.

Symptoms of Heat Stroke

If fluids are not replaced soon enough, heatstroke can follow, causing:

- Extremely high body temperature
- Red, hot, and dry skin (no sweating)
- Rapid pulse, Throbbing headache
- Confusion, Brain damage
- Loss of consciousness
- Death

How to Help a person showing extreme symptoms

- Get the victim out of the sun and heat.
- Call for emergency medical services.
- Immediately begin cooling the person with cool/cold water and fanning.

Staying in an air-conditioned area, either at home or in a public place such as a mall, library or recreation center, is the most effective way to combat heat. Pull the shades over the windows and use cross-ventilation and fans to cool rooms.

- Take a cool shower or bath.
- Limit the use of stoves and ovens.

Children are at higher risk of becoming dehydrated. Children should be encouraged to drink fluids frequently, especially water, and wear light-colored, loose-fitting clothes.

Check on children often, especially if they are outside in high temperatures.

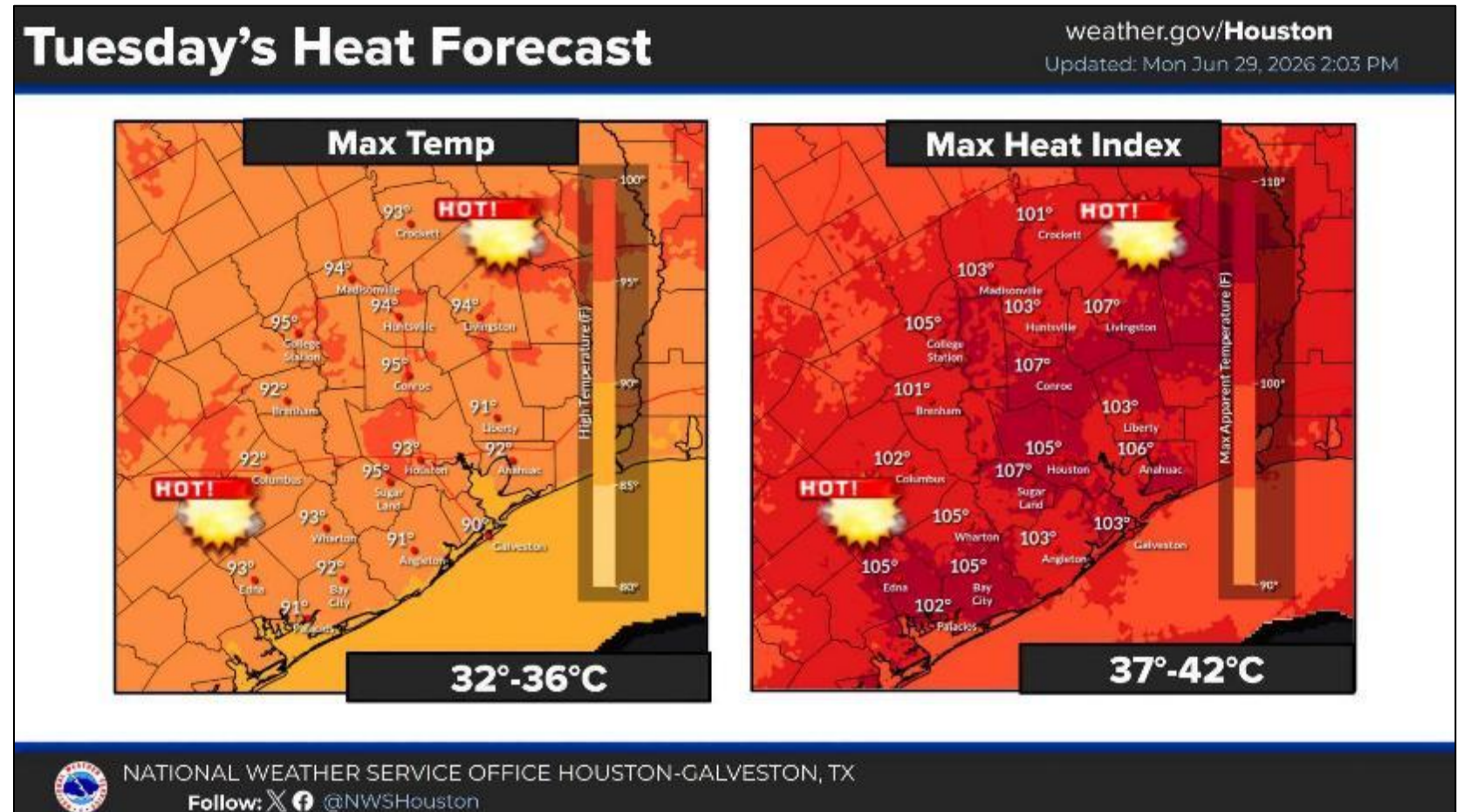
Other Heat Precautions

- Never leave people or pets in a closed, parked vehicle during hot weather. Drink plenty of fluids. Hydrate before going out into the heat.
- Plan strenuous outdoor activity for early morning or evening when temperatures may be lower.
- Take frequent breaks when outside.
- Wear sun block, hats, and light-colored, loose clothes.
- Check with a doctor about the effects of sun and heat when taking prescription drugs, especially diuretics, antibiotics, or anticholinergics.



TEXAS
Department of State
Health Services

Texas Department of State
Health Services



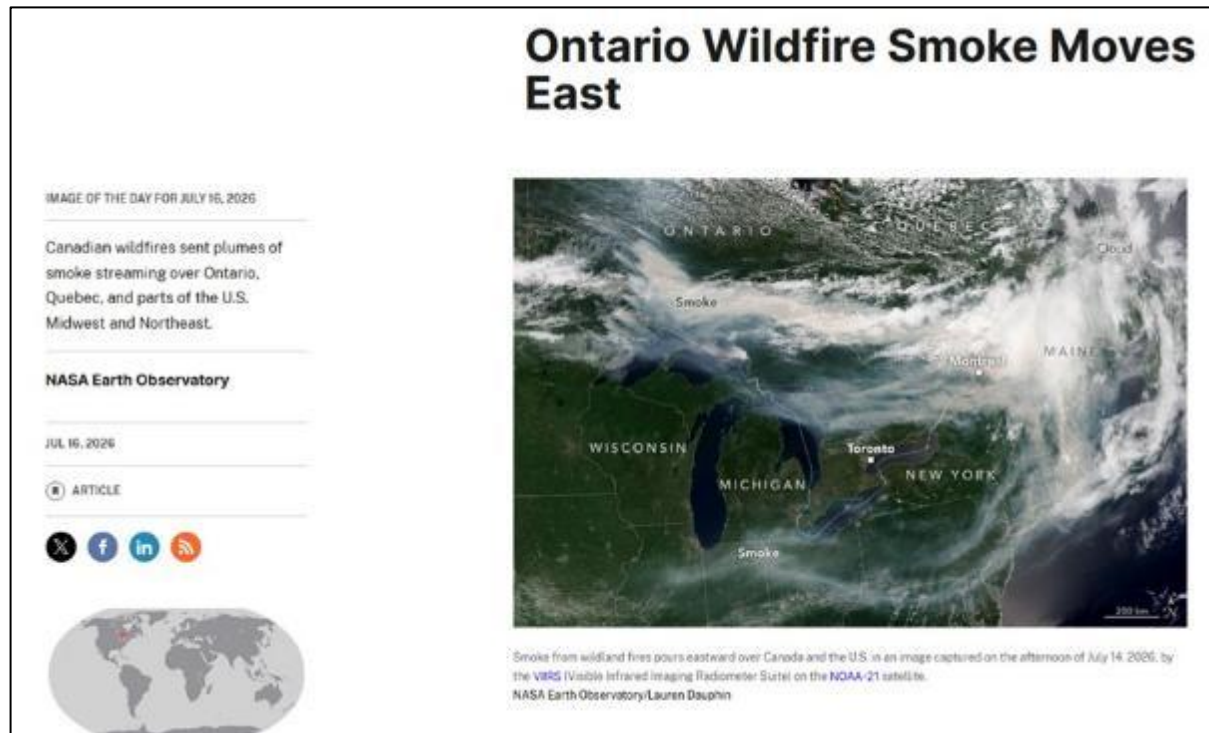
(参考)米国航空宇宙局(NASA)「オンタリオ州の森林火災の煙、東へ移動」(2026年7月16日時点)

<https://science.nasa.gov/earth/earth-observatory/ontario-wildfire-smoke-moves-east/>

・2026年7月12日頃より、オンタリオ州北西部で、大規模な山火事「Thunder Bay 36」が発生 → 煙がカナダ東部(トロント)から米国北東部(ボストン、ニューヨーク/ニュージャージー)へ移動

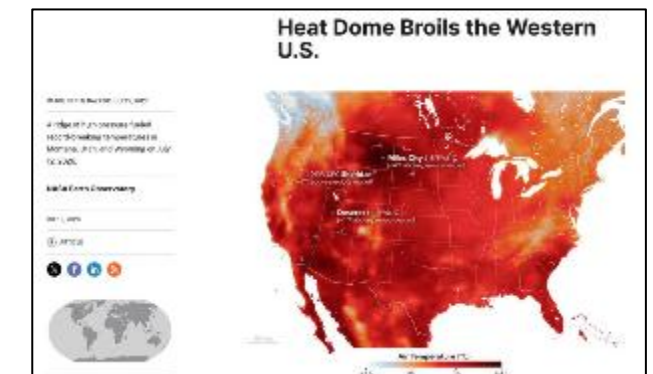
出典: NASA「Ontario Wildfire Smoke Moves East」(2026年7月16日)

<https://science.nasa.gov/earth/earth-observatory/ontario-wildfire-smoke-moves-east/>



出典: City of Toronto「Heat Relief」(2026年7月16日)

<https://www.toronto.ca/community-people/health-wellness-care/heat/>



出典: NASA「Heat Dome Broils the Western U.S.」(2026年7月15日)

<https://science.nasa.gov/earth/earth-observatory/heat-dome-broils-the-western-u-s/>

1-4.国際サッカー連盟(FIFA)「テクノロジーパートナーのレノボと共同開発した新たなイノベーションが、2026 FIFAワールドカップで輝きを放つ」 (2026年7月1日)

<https://inside.fifa.com/innovation/news/lenovo-world-cup-2026-technology-ref-cam-player-avatars-ai>

- ・**FIFAレフェリー・ビューの進化**：主審の頭部に装着した小型軽量カメラの映像を、レノボ独自のAI手ブレ補正ソフトウェアによりリアルタイムで滑らかに処理する。激しい動きによるブレを劇的に抑えることで、視聴者に臨場感あふれる高品質な「主審目線のファーストパーソン映像」を提供し、判定の透明性とファンの没入感を高めている。
- ・**3Dプレイヤーアバターの導入**：大会前に全48チーム・1,248名の出場選手全員を1秒のデジタルスキャンで正確に3Dモデル化した。このアバターデータは「半自動オフサイドテクノロジー(SAOT)」と連携し、密集地や複雑な動きの中でも正確な選手追跡を可能にしています。また、VAR(ビデオアシスタントレフェリー)の判定時には、よりリアルでわかりやすい3Dアニメーションとしてスタジアムのスクリーンや国際放送に配信され、複雑なオフサイド判定を世界中のファンが理解しやすくなった。
- ・**FIFA AI Pro(Football AI Pro)によるデータの民主化**：生成AIと言語モデルを組み合わせた、試合データ・映像の高度な分析アシスタントツールにより、全48の参加国に等しく提供されており、資金力やスタッフ数に差がある国でも多言語(15言語以上)かつ自然言語の対話形式で戦術的な洞察やパフォーマンス分析のレポートを得ることができる。

1-5. BobDaHacker「ワールドカップ全会場で“リックロール”を仕掛けることもできた - 必要だったのは、自分のIDだけだった」

(2026年6月16日)

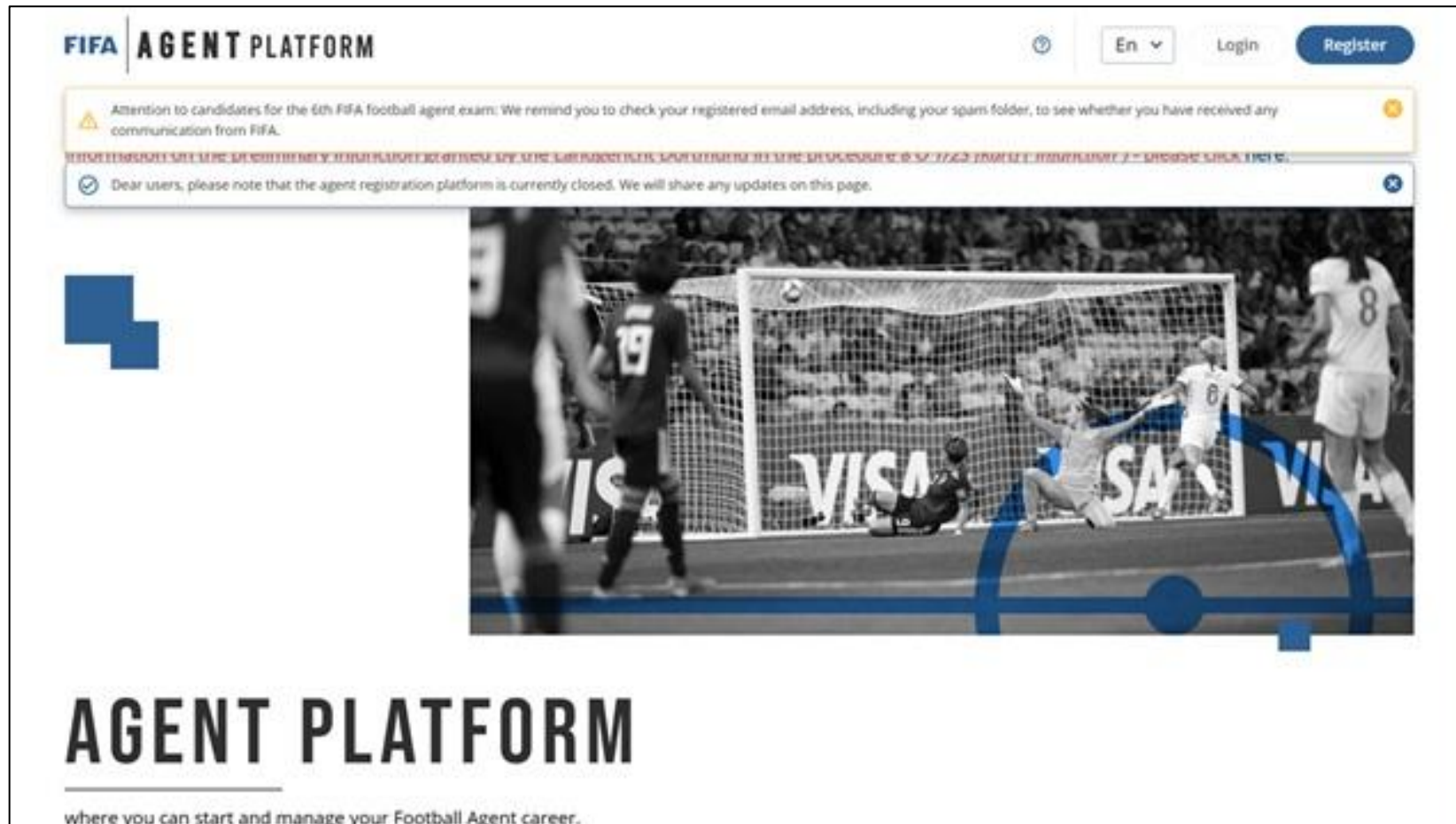
<https://bobdahacker.com/blog/fifa-hack>

- ・BobDaHacker氏は、著名なエシカルハッカー／セキュリティ研究者
- ・この研究者は、日本滞在中、国際サッカー連盟(FIFA)の一般向け公認エージェント登録ポータル「FIFA Agent Platform」に、自身の身分証明書(ID)と自撮り写真を提出して登録を完了したところ、FIFAからアカウント承認の通知が届いた。しかし、この登録によって、筆者の一般アカウントが、FIFAの社内システム全体を支えるMicrosoft Entra(旧Azure AD)のテナント(組織ネットワーク)に自動的に追加された。
- ・研究者がFIFAの内部システムである「フットボール・データ・プラットフォーム」にアクセスを試みた際、画面には「アカウントに権限が割り当てられていません」というアクセス拒否のメッセージが表示された。一見するとセキュリティが機能しているように見えたが、これはフロントエンド(ブラウザ側)のJavaScriptAngularが権限の有無をチェックして表示を切り替えているだけに過ぎず、サーバー側(バックエンドのAPI)は、単に「FIFAのテナントに属する認証済みユーザー」であるというだけで、権限チェックを一切行わずにすべてのデータを要求通りに返してしまう状態だった。

FIFA Agent Platform

<https://agents.fifa.com/home>

- ・FIFA公認エージェント向け試験等を提供している
- ・アイデンティティ／アクセス管理にクラウドベースのMicrosoft Entra(旧Azure AD)を採用している



・このフロントエンドの制限を回避した研究者は、「2026年FIFAワールドカップ」の本番環境の配信管理パネルに完全なアクセスを得た。そこには以下のような情報と権限が露出していた。

・全試合のライブ配信制御：すべての試合、すべてのカメラアングル（本線映像、戦術カメラ、ゴール裏など5つの視点）のプレビュー、および配信の「開始・停止・スケジュール設定」の実行ボタン。

・ストリームキー（映像入力URL）の露出：スタジアムのカメラから配信パートナーへ映像を送るための「RTMP ingest URL」と「ストリームキー」が丸見えになっていた。

・これにより、悪意ある攻撃者がこのストリームキーを使って独自の映像をサーバーに送信すれば、世界中で放送されているワールドカップの生中継映像を、任意の動画にリアルタイムで差し替えることが完全に可能な状態だった。

・この影響は配信映像だけでなく、プラットフォーム全体の書き込み権限にも及んでいた。

(例)試合データの改ざん、解説者情報システムの閲覧、開発環境の露出

・研究者は、FIFAに連絡を試みたが、FIFAには脆弱性報告の窓口がなく、配信技術のパートナー企業「MediaKind」に国際電話し、さらに過去の研究者の仕事のつながりから、米連邦捜査局(FBI)の担当者に直接連絡した。

・連絡を行った翌日、この脆弱性はFIFAのサーバー側で修正されていた。

1-6.米国運輸保安庁(TSA)「TSA、2026 FIFAワールドカップに向けて比類なき安全性と効率性を提供」(2026年6月10日)

<https://www.tsa.gov/news/press/releases/2026/06/10/tsa-delivers-unmatched-security-efficiency-for-fifa-world-cup-2026>

- ・2026年FIFAワールドカップ大会の開催に伴う航空および輸送セキュリティ対策を発表
- ・空港の検問所に導入される最先端スクリーニング技術
 - ・迅速なスクリーニングの実施：混雑を緩和し、迅速な検査プロセスを提供。
 - ・TSA PreCheck® Touchless ID：顔認証技術を用いた、ハンズフリー(身分証提示不要)の本人確認システムを展開。
 - ・高度なボディスキャナー：誤警報を減らし、接触検査の頻度を最小限に抑える最新スキャナーの運用。
 - ・AI搭載のCTスキャン：手荷物検査において、AIによる画像分析を取り入れたコンピューター断層撮影(CT)システムを活用。
 - ・探知犬チームの増強：何百ものTSA探知犬チームを配備し、乗客、手荷物、貨物のスクリーニングを強化。
- ・**ドローン(無人航空機システム)の厳禁**：空港、スタジアム、およびワールドカップ関連イベント会場の周辺でのドローン飛行は一切禁止。違反した場合、機体の没収、罰金、および刑事訴追の対象となる。

1-7.米連邦捜査局「FBIダラス支部が発表した2026年FIFAワールドカップ期間中のドローン飛行規制に関する警告」(2026年5月28日)

<https://www.fbi.gov/contact-us/field-offices/dallas/news/fbi-dallas-warns-drone-operators-of-temporary-flight-restrictions-during-fifa-world-cup-2026>

- ・飛行規制の導入：北テキサスでのW杯開催に伴い、スタジアム(ダラス・スタジアム等)やファンフェスティバル会場(ダラス・フェア・パーク)周辺に、無人航空機(UAS/ドローン)を対象とした臨時飛行制限(TFR)が設定される。
- ・目的：ファン、選手、および電力網や電波塔などの重要インフラの安全を、事故やセキュリティ上の脅威から保護するため。
- ・厳格な処罰：制限区域内での違法なドローン飛行は連邦犯罪であり、最大10万ドルの罰金、禁錮刑、および機体の没収が科される。
- ・FBIの対抗措置：FBIは連邦航空局(FAA)や地元警察と連携し、許可のないドローンを検知・追跡・無力化する「対ドローン(Counter-UAS)保護チーム」を配備。違反者の特定や訴追、機体の押収を行う。
- ・運用者への要請：すべてのドローン運用者は、飛行前にFAA承認の「B4UFLY」アプリ等でリアルタイムの規制情報を確認すること。メディアや商用利用等で許可を必要とする場合は、事前にFAAの承認を得る必要がある。

1-8.米国司法省テキサス州北部地区連邦検察局「メキシコ国籍の男、FIFAワールドカップ試合前の飛行制限空域における違法なドローン飛行で訴追」(2026年7月6日)

<https://www.justice.gov/usao-ndtx/pr/mexican-national-charged-illegal-drone-operation-protected-airspace-fifa-world-cup>

- ・2026年7月6日、テキサス州北部地区連邦検察局は、メキシコ国籍のクリストバル・トレス・アルバレス被告が、必要な許可を得ずに制限空域内でドローンを飛行させたとして、連邦法違反(航空従事者証明書なしでの操縦)の容疑で連邦刑事告訴により訴追したことを発表。有罪判決を受けた場合、最長で禁錮3年の実刑に処される可能性があり、被告はその後も勾留されている。
- ・アルバレス被告は、2026年6月29日、テキサス州のダラス・スタジアム(日本代表第1戦、第3戦の会場)周辺で、一時的飛行制限(TFR)が発令されているにもかかわらず、未登録のドローン(DJI Mini 4 PRO)を飛行させた。当該制限空域内で合法的にドローンを操縦するには、航空従事者証明書や「Part 107」ライセンス、または免除・承認証明書(COA)の取得などが義務付けられている。
- ・今回の不法飛行は、同会場で開催されるFIFAワールドカップの試合に向けて、FBIが実施していたドローン対抗監視活動によって検知・遮断された。

1-9.国際サッカー連盟(FIFA)「FIFAのソーシャルメディア保護サービス、2026年FIFAワールドカップのグループステージ中に89,000件の誹謗中傷投稿を特定 - 10件に1件以上が人種差別的動機」 **(2026年7月1日)**

<https://inside.fifa.com/campaigns/no-discrimination/news/social-media-protection-service-abusive-posts-world-cup-2026-racially-motivated>

- ・FIFAソーシャルメディア保護サービス(SMPS) :
 - ・FIFAが国際プロサッカー選手会(FIFPRO)と共同で開発した、選手、監督、チーム、審判員をオンライン上の誹謗中傷や差別的な投稿から保護するためのシステムで、2022年カタールワールドカップより本格導入された。
 - ・人工知能(AI)による自動検知技術と、専門家による目視チェックを組み合わせで24時間体制で機能している。
- ・600万件以上の投稿やコメントがスキャンされ、そのうち225,000件が人間の目によるレビューに回された結果、89,000件の誹謗中傷投稿が特定された。
- ・非表示措置の一環として、181,000件のヘイトコメントが非表示にされたほか、さらなる調査の対象として1,000件のアカウントが特定されている。
- ・様々な形態の人種差別が増加しており、検知された全オンライン誹謗中傷の11%を占めるに至っている。

AGENDA

2. 2026年FIFAワールドカップを巡るデータガバナンス動向

- 2-1. ホワイトハウス「大統領令14234号(2026 FIFAワールドカップに関するホワイトハウス・タスクフォースの設立)」
- 2-2. ホワイトハウス「国家AI立法フレームワーク」
- 2-3. 保健福祉省「ハリケーン・カトリーナ緊急通知：緊急事態におけるHIPAAプライバシーと情報開示」
- 2-4. 保健福祉省「国家／公衆衛生緊急事態においてHIPAAプライバシー規則は停止されるか？」
- 2-5. 米国HIPAAの条文と公衆衛生例外規定の関係
- 2-6. 教育省・保健福祉省「学生の保健記録に対する家族教育権利プライバシー法(FERPA)および医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律(HIPAA)の適用に関する共同ガイダンス」
- 2-7. テキサス州保健安全法の公衆衛生例外
- 2-8. カナダ・オンタリオ州個人健康情報保護法の公衆衛生例外
- 2-9. 米国連邦取引委員会(FTC)「改正児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)規則」
- 2-10. 米国連邦取引委員会(FTC)「FTCファーガソン委員長、企業に対しTake It Down Actの遵守を勧告」
- 2-11. G7「未成年者のためのより安全なデジタル空間に関する首脳要請」
- 2-12. 欧州議会「児童性的虐待との闘い：改定規則に合意」
- 2-13. 欧州委員会「オンラインにおける子どもの安全-デジタル世界における未成年者の保護とエンパワメント」

2-1.ホワイトハウス「大統領令14234号(2026 FIFAワールドカップに関するホワイトハウス・タスクフォースの設立)」(2025年3月7日)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/establishing-the-white-house-task-force-on-the-fifa-world-cup-2026/>

・FIFAワールドカップ2026ホワイトハウス・タスクフォース：

- ・議長＝トランプ大統領、
- ・副議長：J・D・ヴァンス副大統領、
- ・執行責任者＝ルドルフ・ジュリアーニ氏
- ・事務局＝国土安全保障省(DHS)

・タスクフォースの責務：

11の米国内ホストシティ、各国政府、およびFIFAとの連携を深め、セキュリティ、入国管理、交通インフラ、公衆衛生などの多岐にわたる分野で万全の準備を整える

・2026年ワールドカップ大会が「**国家特別安全保障イベント(NSSE)**」に指定される (ただし決勝戦以外の試合は「**特別イベント評価格付け(SEAR)**」の位置付け)

- ・米国シークレットサービス (USSS)：警備計画の策定と実施(SEARでは、地方・州政府主導)
- ・連邦捜査局(FBI)：情報収集、捜査、テロ対策
- ・連邦緊急事態管理庁(FEMA)：災害発生時の応急処置や復旧支援

＊サイバーセキュリティ・インフラストラクチャセキュリティ庁(CISA)は、国土安全保障省(DHS)の傘下および「重要インフラの全米コーディネーター」として、主にUSSSを支え、会場周辺や国家レベルの重要インフラを保護する実務的な技術・評価部隊として機能する。

2-2.ホワイトハウス「国家AI立法フレームワーク」(2026年3月20日)

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2026/03/03.20.26-National-Policy-Framework-for-Artificial-Intelligence-Legislative-Recommendations.pdf>

主要目標	内容
1. <u>子どもの保護と親の権限強化</u>	AIサービスおよびプラットフォームは、子供を保護するための措置を講じると同時に、子供のデジタル環境や養育を保護者が管理できるよう権限を付与しなければならない。
2. 米国のコミュニティの保護と強化	データインフラの構築を含むAI開発は、有害な影響からコミュニティを確実に保護しつつ、経済成長とエネルギー供給の優位性を通じて、米国の地域社会や中小企業を強化するものでなければならない。
3. 知的財産権の尊重とクリエイターへの支援	米国のクリエイター、出版者、およびイノベーターは、法に則ったイノベーションや表現の自由を損なうことなく、保護対象である自らのコンテンツを侵害するAI生成物から保護されなければならない。
4. 検閲の防止と言論の自由の保護	連邦政府は、表現の自由および憲法修正第1条による保護を堅持しなければならない。同時に、AIシステムが、合法的な政治的表現や異議申し立てを封殺または検閲するために利用されることを防がなければならない。
5. イノベーションの促進とアメリカのAI主導権の確保	米国は、イノベーションの障壁を取り除き、あらゆる部門でAIアプリケーションの導入を加速させ、世界最高水準のAIシステム構築に必要なテスト環境への広範なアクセスを保証することにより、AIにおいて世界をリードしなければならない。
6. 米国人の教育とAI対応型労働力の育成	米国の労働者は、青少年の育成やスキル研修、AI主導型経済における新規雇用の創出、そしてあらゆる部門での機会拡大を通じて、単にAI開発の成果物を享受するだけでなく、AIがもたらす成長そのものから利益を得なければならない。
7. <u>煩雑な州AI法に優先適用される連邦政策フレームワークの確立</u>	連邦政府は、国民の権利を保護し、イノベーションを支援し、かつ国家競争力を阻害するような州ごとの断片的な規制のパッチワーク化を防ぐため、AIに関する連邦政策の枠組みを構築しなければならない。その際、連邦制と州の権利は尊重されるものとする。

2-3.保健福祉省(HHS)「ハリケーン・カトリーナ緊急通知：緊急事態におけるHIPAAプライバシーと情報開示」(2005年9月2日)

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/ocr/privacy/hipaa/understanding/special/emergency/katrinanhipaa.pdf>

・ハリケーン・カトリーナのような大規模災害などの緊急事態において、医療機関や医療保険者が、患者のプライバシーを保護しつつ、救済活動や公衆衛生の目的のために患者の保護対象保健情報(PHI)をどのように適切に共有・開示できるかを示した指針

1. 治療、支払い、および医療運営(TPO)のための開示
2. 家族・友人および救済組織への通知
3. 公衆衛生目的および法執行・安全のための開示

・「必要最小限(Minimum Necessary)」原則の遵守：
緊急事態であっても、情報を開示・要求する際は、その目的を達成するために「必要最小限」の範囲に情報を留めるよう合理的な努力を払わなければならない。ただし、他の医療従事者から「治療目的」で要請された情報については、この必要最小限の制限は適用されない。

開示の目的	内容
1. 治療、支払い、および医療運営(TPO)のための開示	・治療の継続：医療従事者は、患者の治療(他院への紹介や、避難所でのケアを含む)を目的とする場合、本人の同意なしにPHIを他の医療従事者と共有することができる。 ・身元確認：救済活動の現場において、患者の身元確認や治療状況の把握のために情報を共有することも認められる。
2. 家族・友人および救済組織への通知	・所在の通知：患者の家族、親族、友人、または患者のケアに責任を持つその他の人に対し、患者の「現在地、一般的な容態、または死亡」を通知するためにPHIを開示することができる。 ・本人の同意が困難な場合：通常は本人の同意(または反対の機会の提供)が必要だが、患者が不省不信(意識不明)の場合や、災害により本人の同意を得ることが不可能な場合は、医療従事者の専門的判断に基づき、患者の最善の利益になると判断されれば、通知を行うことができる。 ・救済組織(赤十字など)：米国赤十字社などの公認された不法災害救済組織に対し、上記のような通知目的のために情報を開示することができる。この際、緊急事態の混乱等により本人の同意手続きが救済活動の妨げになる場合は、同意要件は免除される。
3. 公衆衛生目的および法執行・安全のための開示	・公衆衛生当局への報告：疾病予防管理センター(CDC)や州・地方の保健当局など、法的に公衆衛生データの収集が認められている機関に対し、疾病の予防・管理、傷害の追跡、健康被害の監視などの目的であれば、本人の同意なく情報を開示できる。 ・重大な脅威の回避：本人または公衆の健康・安全に対する差し迫った重大な脅威を未然に防ぐ、あるいは緩和するために必要であると誠実に判断される場合、法執行機関や関係者に情報を開示できる。

2-4.保健福祉省(HHS)「国家／公衆衛生緊急事態においてHIPAAプライバシー規則は停止されるか？」

<https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/faq/1068/is-hipaa-suspended-during-a-national-or-public-health-emergency/index.html>

・1)大統領が「国家緊急事態」を宣言し、かつ 2)保険福祉長官が「公衆衛生緊急事態」を宣言した場合、当該長官は、1935年社会保障法第1135条に基づき、特定の法域(災害地域)に所在する特定の医療機関に対し、HIPAAプライバシー規則の「特定の要件(一部の義務)」のみを一時的に免除する特例措置が認められている。(ただし、緊急事態が宣言された場合であっても、HIPAAプライバシー規則が完全に停止または中断されることはない)

・免除が行われるための条件：

- ・施設内にいる患者の「ディレクトリ」に情報を掲載することに対する、患者の同意(または反対)の機会の提供。
- ・患者のケアに関わっている家族や友人に通知を行う際、事前に患者の同意を得ること。
- ・「プライバシー慣行通知(Notice of Privacy Practices)」を配付・提示すること。
- ・患者から「プライバシー保護に関する追加の制限(特定の開示制限など)」を求められた際、それに応じる、または要求を受け付けること。
- ・患者自身が自分の医療記録(PHI)へのアクセスを要求した際、通常時に義務付けられている方法で提供すること。

2-5.米国HIPAAの条文と公衆衛生例外規定の関係

公衆衛生例外規定	内容
公衆衛生当局への開示 (45 CFR § 164.512(b)(1)(i))	法律によって公衆衛生の監視、調査、介入を行う権限を与えられている政府機関に対して、本人の同意を得ることなく、保護対象保健情報(PHI)を開示できる。 ・開示先: 連邦機関（疾病予防管理センター(CDC)、食品医薬品局(FDA)など）、州や地方の保健局など。 ・目的: ①疾病、傷害、障害の発生報告や監視(サーベイランス)、②感染症などのアウトブレイクの調査、接触者追跡(コンタクトトレーシング)、③出生・死亡などの人口動態統計の報告
児童虐待・ネグレクトの報告に伴う情報開示(45 CFR § 164.512(b)(1)(ii))	児童虐待やネグレクト(確定・疑い含む)を検知した際、法的な受理権限を持つ公衆衛生当局、地方自治体の社会福祉部門、または警察などの政府機関に対し、本人の同意を得ることなく保護対象保健情報(PHI)を開示・報告できる。
FDAの管轄下にある製品・活動に関連する開示 (45 CFR § 164.512(b)(1)(ii))	FDAが規制する医薬品、医療機器、生物学的製剤などの安全性や有効性を確保する目的で、本人の同意を得ることなく、保護対象保健情報(PHI)を開示できる。 ・目的: ①品質不良や有害事象(副作用、不具合)の報告、②製品のトラッキング(追跡調査)、③製品の回収(リコール)、④修理、交換の通知・実施、⑤市販後調査の実施。
感染症に曝露した恐れのある個人への通知 (45 CFR § 164.512(b)(1)(iv))	公衆衛生当局から許可されている場合、または法律に基づき義務付けられている場合、特定の危険な状況下で、本人の同意を得ることなく、第三者へ開示することが認められる。 ・目的: 伝染性・感染性の疾病に曝露(接触)した恐れがある個人、または他者に疾患を伝染・拡散させるリスクがある個人に対して、通知や警告を行うため。
雇用主への特定の開示(45 CFR § 164.512(b)(1)(v))	雇用主の依頼や従業員としての立場で医療サービスを提供する医療機関は、労働安全衛生法(OSHA)等の遵守に必要な範囲に限り、職場の医療監視や業務上の疾病・負傷の評価目的で、本人の同意なく保護対象保健情報(PHI)を雇用主に開示できる。ただし、開示は該当する検査結果等に限定され、医療機関は従業員に対し、情報が雇用主に開示される旨の書面通知(または作業場への掲示)を行う義務がある。

2-6.教育省・保健福祉省「学生の保健記録に対する家族教育権利プライバシー法(FERPA)および医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律(HIPAA)の適用に関する共同ガイダンス」(2019年12月改訂)

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/2019-hipaa-ferpa-joint-guidance.pdf>

項目	内容
基本的な考え方	・FERPAの管轄：資金援助を受けている公立の小中高校(K-12)や高等教育機関(大学等)が保有する学生の保健・医療記録(学校看護師による記録など)は、原則としてFERPAが定める「教育記録」または「治療記録」に該当する。 ・HIPAAの除外規定：HIPAAプライバシー規則において、FERPAの「教育記録」および「治療記録」に該当する情報は、保護対象保健情報(PHI)の定義から明確に除外されており、学校が保有する学生の保健記録の多くは、HIPAAではなくFERPAの適用を受ける。
K-12(小中高校)における保健記録の取り扱い	・教育記録としての扱い：K-12の学校において、学校看護師や学校が雇用した医療従事者が作成・維持する学生の医療情報は、FERPAの「教育記録」となる。 ・情報の開示：原則として、これらの情報を第三者に開示するには親の書面による同意が必要だが、学校内の他の教育関係者が「正当な教育的関心」を持つ場合や、緊急事態(健康や安全の危機)の際には、同意なしで情報を共有することが認められている。
高等教育機関(大学等)における「治療記録」	・治療記録の定義：大学の保健センターなどで、18歳以上の学生(または高等教育機関に在籍する学生)に対し、専門の医療従事者が治療目的でのみ作成・維持する記録は、FERPA上の「治療記録」に分類される。 ・HIPAAとの関係：治療記録は学生の治療に関わる医療従事者以外には共有されず、FERPAが適用される。ただし、学生がこの記録を治療以外の目的で学校に開示することを求めた場合、その記録は「教育記録」へと性質が変化し、FERPAの全面的な規制(親や学生本人による閲覧・修正権など)の対象となる。
例外的にHIPAAが適用されるケース	・非資金援助校：教育省からの資金援助を受けていない私立学校など、FERPAの適用を受けない学校が、電子的に医療トランザクション(保険請求など)を行う「HIPAA対象事業者」である場合。 ・一般医療機関による学校内でのケア：学校とは独立した外部の医療機関(地域の病院など)が、学校の敷地内で学生や地域住民に医療を提供し、その記録を学校ではなく医療機関自身が維持している場合。

2-7. テキサス州保健安全法の公衆衛生例外

公衆衛生例外規定	内容
テキサス州伝染病予防・管理法(テキサス州保健安全法 第81章)	医師、病院、検査機関、学校、その他医療従事者は、テキサス州で指定された「届出対象疾患(結核、HIV、梅毒、西ナイル熱、その他新興感染症など)」を診断・検出した場合、本人の同意なく速やかに州または地域の公衆衛生当局に報告しなければならない。 ・開示先：テキサス州保健サービス局(DSHS)、地域の医療官(Local Health Authorities)および地域保健局 ・報告された情報は原則として厳格な機密情報として扱われるが、公衆衛生当局が「伝染病の拡散を防ぐため、または他者の生命・健康を守るために不可欠である」と判断した場合、特定の第三者や一般に対して必要な範囲で情報を開示できる権限が当局に与えられている。
テキサス州医療記録プライバシー法(テキサス州保健安全法 第181章)	HIPAAプライバシー規則(45 CFR Part 160 および Part 164)で許可または義務付けられている情報の利用・開示について、テキサス州法においても同様に許可される(または州法がそれを妨げない)旨を定めている。 ・公衆衛生への適用：HIPAAの公衆衛生例外規定(45 CFR § 164.512(b))に基づく公衆衛生当局への同意なき情報開示は、テキサス州法下でも適法となる。 ・適用対象機関：料金や対価を得ているかどうかにかかわらず、個人健康情報(PHI)を収集、組み立て、利用、分析、評価、保管、または送信するすべての個人、組織、事業者。 *HIPAAよりも、対象機関の範囲が広い。

出典: Texas Constitution and Statutes, “HEALTH AND SAFETY CODE CHAPTER 81”, as of November 2025.
<https://statutes.capitol.texas.gov/?tab=1&code=HS&chapter=HS.81&artSec=> および “HEALTH AND SAFETY CODE CHAPTER 181”, as of November 2025.
<https://statutes.capitol.texas.gov/?tab=1&code=HS&chapter=HS.181&artSec=> を基に筆者作成

2-8.カナダ・オンタリオ州個人健康情報保護法の公衆衛生例外

公衆衛生例外規定	内容
公衆衛生当局等への開示 (PHIPA第39条第1項(c))	ヘルスケア・カストディアン(医療機関、医師、長期療養施設など)は、「法律で定められた公衆衛生上の目的」のために、特定の公衆衛生組織に対して本人の同意なく個人健康情報を開示することができる。 ・開示先：オンタリオ州のチーフ・メディカル・オフィサー、地域の公衆衛生局、またはオンタリオ州公衆衛生局(PHO)など ・目的：感染症のサーベイランス、アウトブレイクの調査、接触者追跡（コンタクトトレーシング）、ワクチンの有効性・安全性評価など
他の法律に基づく 「報告義務」への対応 (PHIPA第39条 第1項(a))	PHIPAは、他の法律(州法・連邦法)によって義務付けられた、または許可された開示を妨げないと定めているが、オンタリオ州の健康保護・増進法(HPPA：Health Protection and Promotion Act)との連動が重要になる。HPPAにより、医師や検査機関は「届出対象疾患(例：麻疹、結核、重症呼吸器疾患など)」を診断・検出した場合、地域の医療官(MOH：Medical Officer of Health)へ報告する法的義務を負う。PHIPAはこの義務を果たすための同意なき開示を例外として認めている。
重大な危害・健康 リスクの回避(PHIPA 第40条第1項)	特定の個人、または一般公衆に対して、「重大な身体的危害または深刻な健康リスク」があると合理的に判断される場合、カストディアンはそれを防止・軽減する目的で、同意なしに情報を開示することができる。

出典：Government of Ontario「Personal Health Information Protection Act, 2004, S.O. 2004, c. 3, Sched. A」(2026年1月1日更新)
<https://www.toronto.ca/explore-enjoy/festivals-events/fifa-world-cup-26/legacy-initiatives-programs/> を基に筆者作成

2-9.米国連邦取引委員会(FTC)「改正児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)規則」(2026年4月22日適用開始)

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/04/22/2025-05904/childrens-online-privacy-protection-rule>

改正COPPA規則の要点	内容
個人情報定義の拡大	バイOMETRICS識別子(顔写真から生成されたデータなど) が「個人情報」の定義に明示的に追加された。
行動ターゲティング広告の制限(個別のオプトイン)	子どもから収集した情報を ターゲット広告 に利用する場合、親から別途検証可能な同意を得ることが義務付けられた。これにより、サービス利用への包括的な同意だけでは不十分となる。
教育技術(EdTech)への柔軟性と制限	学校が教育目的でサービスを導入する際、親の代わりに同意を与えることが可能になったが、その データは商業目的には一切利用できない ことが厳格化された。
セキュリティ対策の強化	単に情報を保護するだけでなく、情報の機密性、完全性、可用性を維持するための「 書面による情報セキュリティプログラム 」の策定が求められる。
デフォルトでのプッシュ通知制限	子どもがオンラインサービスをより長く利用するように促す「 プッシュ通知 」などの手法を制限する規定が盛り込まれた。

2-10.米国連邦取引委員会(FTC)「FTCファーガソン委員長、企業に対しTake It Down Actの遵守を勧告」(2026年5月11日)

<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/05/ftc-chairman-ferguson-advises-companies-comply-take-it-down-act>

- ・ **Take It Down Act(TIDA、画像削除法)**：本人の同意なくインターネット上に投稿・共有された親密な写真や動画（いわゆる「リベンジポルノ」）の拡散を防ぐために制定された連邦法
 - ・ テキサス州の高校生が日常の写真をスナップチャット経由でAIによって全裸の画像に加工・拡散され、既存の法律ではすぐに救済できなかった事件などを契機に、法案が提出される
 - ・ 2025年5月19日に成立し、**2026年5月19日**に完全適用開始
 - ・ SNS、メッセージングアプリ、動画共有サイト、オンラインゲームといったユーザー生成コンテンツ(UGC)を扱うあらゆるプラットフォームに対し、被害者(または代理人)から正当な削除要請があった場合、**48時間以内**に該当する画像・動画、およびそのすべての複製を削除することを義務付ける。
 - ・ FTCは、違反した企業に対し、**1件の違反につき53,088米ドルの民事制裁金**を科すことができる
- ・ FTCのファーガソン委員長は、大手IT企業15社以上(Amazon、Alphabet、Apple、Automattic、Bumble、Discord、Match Group、Meta、Microsoft、Pinterest、Reddit、SmugMug、Snapchat、TikTok、X)に対し、5月19日までに「Take It Down Actを完全遵守するよう求める書簡を送付した。

2-11.G7「未成年者のためのより安全なデジタル空間に関する首脳要請」(2026年6月17日採択)

<https://www.elysee.fr/en/G7evian/2026/06/17/leaders-call-on-a-safer-digital-space-for-minors>

- ・**基本理念**：18歳未満の未成年者の発達・教育・幸福のため、安全かつ有益なオンライン環境の提供を目指す(G7のほか、ブラジル、エジプト、インド、ケニア、韓国も賛同)。
- ・**事業者の責務**：設計段階からの安全確保(セーフティ・バイ・デザイン)、高いプライバシー保護、初期設定での安全適用、および効果的な年齢確認(エイジ・アシュアランス)の構築を要請。
- ・**対話型AIへの対応**：生成AI(会話型AI)が未成年者の幸福を損なうリスクを認識し、初期設定での安全機能や保護者制限ツールの迅速な適用、合成(AI作成)コンテンツの識別技術強化を求める。
- ・**違法・有害コンテンツの排除**：児童性的虐待、非同意の親密画像(ディープフェイク含む)、性搾取、オンラインでの勧誘(グルーミング)、暴力過激主義やテロ組織への勧誘等の検出・削除対策を事業者へ義務付け。
- ・**保護者の支援とリテラシー向上**：使いやすい保護者制限機能の提供、デジタル・メディアリテラシー教育の推進により、保護者や未成年者をエンパワーする。
- ・**科学的アプローチの推進**：AIモデルやアルゴリズムの客観的評価に向け、データ共有や中立的な評価体制を整え、エビデンスに基づく政策立案を進める。

2-12. 欧州議会「児童性的虐待との闘い：改定規則に合意」 (2026年6月22日)

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20260622IPR45906/combating-child-sexual-abuse-agreement-on-updated-rules>

- ・欧州議会と欧州理事会は、児童性的虐待(CSA)犯罪と戦うためのEU法フレームワークを近代化する欧州指令改正に合意したことを発表
- ・新しい形態の犯罪が刑事罰の対象に加わる：
 - ・**AIシステムの規制**：児童性的虐待コンテンツ(CSAM)を生成するために特別に設計または改造された「人工知能(AI)システム」の取得、所持、拡散が新たに禁止され、最高2年の禁錮刑が科される。
 - ・**手引書の作成・拡散**：性的虐待を実行するための「指示手引書(マニュアル)」の作成や拡散が刑事罰化される(最低2年の禁錮刑)。
 - ・**オンライン・グルーミングと脅迫**：子どもを性的目的で誘い出す「グルーミング」行為(性的同意年齢未満の子どもへのオンライン等での面会要求など)や、児童性的虐待コンテンツの暴露を盾に子どもを脅迫する「セクストーション(性的脅迫)」、および虐待の「ライブストリーミング配信」も明確に処罰対象となる。
 - ・**渡航の組織化**：性的虐待の目的で別の国への渡航を組織・手配する行為も処罰(最高1年)される。

- ・被害者が成人(法定年齢)に達した時点を起点として、公示時効の期間を大幅に延長
 - ・最も重大な犯罪(挿入行為や強制売春など)：被害者が成人してから32年間
 - ・多くの主要な犯罪(禁錮5～10年相当)：被害者が成人してから20年間
 - ・児童性的虐待物質(CSAM)の製造など：被害者が成人してから15年間
- ・被害者の予防・保護、およびその他の措置が強化された
 - ・**被害者(サバイバー)支援**：加盟国は、子どもに配慮した環境で迅速に適切な支援や保護を受けられる体制を整える必要がある。被害者は加害者に対して損害賠償を請求する権利を有する。
 - ・**通報義務の強化**：子どもと接する専門職(教員や医療従事者など)は、子どもの安全が差し迫った危険にあると信じるに足る重大な根拠がある場合、守秘義務ルールに関わらず通報する義務を負う。
 - ・**バックグラウンドチェック(背景調査)**：子どもと定期的に接する職種(正規雇用だけでなく、放課後活動などのボランティア活動も含む)の採用時に、過去の性的犯罪歴がないか確認することが義務付けられる。
- ・今後、技術チームによって法案の最終テキストが作成され、欧州議会と欧州理事会で正式に採択された後、EU官報に掲載される。加盟国はその後3年以内に、この指令の規定を国内法に組み込む必要がある。

2-13. 欧州委員会「オンラインにおける子どもの安全-デジタル世界における未成年者の保護とエンパワースメント」(2026年7月13日)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1589

・欧州委員会が2026年3月に設置した「オンラインにおける子どもの安全に関する特別専門家パネル」が、デジタル世界（ソーシャルメディアやAI companion等の「ソーシャルメディア+」）における18歳未満の未成年者の保護とエンパワースメントの方向性についてとりまとめた報告書

・発達段階に応じた年齢別ガイドラインを提唱

・0～2歳(早期幼児期)：画面視聴を避け、対面交流を最優先する。親の過度なスマホ利用による「テクノファレンス(相互作用の阻害)」や「デジタル・ネグレクト」を防止する。

・3～12歳(児童期)：保護者の監督下での限定的利用。特に小学校は原則デバイスフリーとし、対面での社交や集中力を保護する。13歳未満の無制限な利用は特に脆弱性が高いとされる。

・13～18歳(思春期)：段階的な自律を促すが、依然として精神的脆弱性のピークであるため、「デフォルトで安全(Safe by Default)」に設計されたサービスのみにアクセスを認める。

【主要な規制・政策提言】

- ・EU全域での13歳未満のアクセス制限：13歳未満のソーシャルメディア利用をEU統一で原則制限し、市場の断片化を防ぐ。13歳以上には各国独自の予防的追加制限を容認する。
- ・事業者の立証責任（安全設計の義務化）：安全性の立証責任を「事業者」に課し、安全性が証明されるまで未成年者へのサービス提供を制限する(Safety by Design)。
- ・厳格な年齢確認：生体データ等の収集を伴わない、プライバシーを保護した技術(ゼロ知識証明等)の導入。
- ・格差・多様性への配慮：ジェンダー、社会経済的背景、LGBTIQ+、特別な教育的ニーズ(ADHD等)を持つ脆弱なグループの被害実態に即した支援を行う。

【結論】

子どもの権利(安全、教育、参加)を前提とし、規制当局、事業者、保護者、教育者が一体となったエコシステムの構築と、十分な公的資金に基づく長期的な研究・支援体制の確立を求める。

AGENDA

- 3. まとめ・Q&A



<https://www.linkedin.com/in/esasahara>

<https://www.facebook.com/esasahara>

<https://twitter.com/esasahara>